

意見書案第 3 号

消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書

上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 1 2 月 1 6 日

提出者	海老名市議会議員	松 本 正 幸
賛成者	同	佐々木 弘
同	同	田 中 ひろこ
同	同	相 原 志 穂
同	同	吉 田 みな子
同	同	つつ木 みゆき
同	同	三 宅 紀 昭
同	同	た ち 登志子
同	同	黒 田 ミ ホ

消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書

日本経済の現状は、円安に歯止めがかからず原油価格・物価の高騰を招き、さらには新型コロナウイルス感染症の第8波も危惧され、国民の暮らし、中小零細企業の経営も過酷を極めています。消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施される2023年10月まで1年を切る中、制度が実施されれば中小零細企業の経営にさらなる悪影響を及ぼすのは必至です。

消費税は課税売上にかかる消費税額から課税仕入れにかかる消費税額を控除（仕入税額控除）し、事業者が納税する税金です。インボイス制度が始まると、インボイス発行登録事業者の発行する登録番号が記載されたインボイス（適格請求書等）がないと仕入れ税額控除ができません。

インボイス発行事業者の登録をすれば消費税の課税事業者になります。全国で500万を超える免税事業者は取引から排除されるか、インボイス発行事業者の登録をすれば、消費税の申告・納付が義務付けられ、税負担と事務負担の二重の負担を負うことになります。

消費税は価格の一部であり、預り金ではないと裁判の判決でも確定しています。インボイス導入で「益税」が解決できるという論調がありますが、消費税が価格の一部である以上、益税は存在しません。逆に、コストを十分に価格転嫁できず、いわゆる「損税」になっている小規模事業者が多く、そういう弱い小規模事業者の保護の目的で免税点が作られた経過があります。

新型コロナ危機を克服し、地域経済を活性化させていくうえでも、地域に根差して活動する中小零細企業の存在は不可欠です。中小零細企業、自営業者、フリーランスに多大な税負担と事務の負担を強いる消費税インボイス制度導入は延期すべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年12月16日

海老名市議会議長

宇田川 希